

京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第152号

京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則

京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2中

1, 100
1, 100
2, 200
2, 200
6, 700

を

1, 300
1, 300
2, 700
2, 700
8, 200

に、

「

2, 200
5, 600
1, 100

を

2, 700
6, 800
1, 300

に、

「

3, 300
3, 300
3, 300
3, 300

を

4, 000
4, 000
4, 000
4, 000

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)